

津別町強靱化計画



令和2年4月
津別町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	津別町強靱化の基本的考え方	
1	津別町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	津別町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	11
2	施策推進の指標となる目標値の設定	11
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	11
	【津別町強靱化のための施策プログラム一覧】	12
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	23
2	計画の推進方法	23
【別表】	津別町強靱化に関する脆弱性評価	24

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、津別町においては、大規模な地震のリスクは少ないものの、豪雨・豪雪など想定外の自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

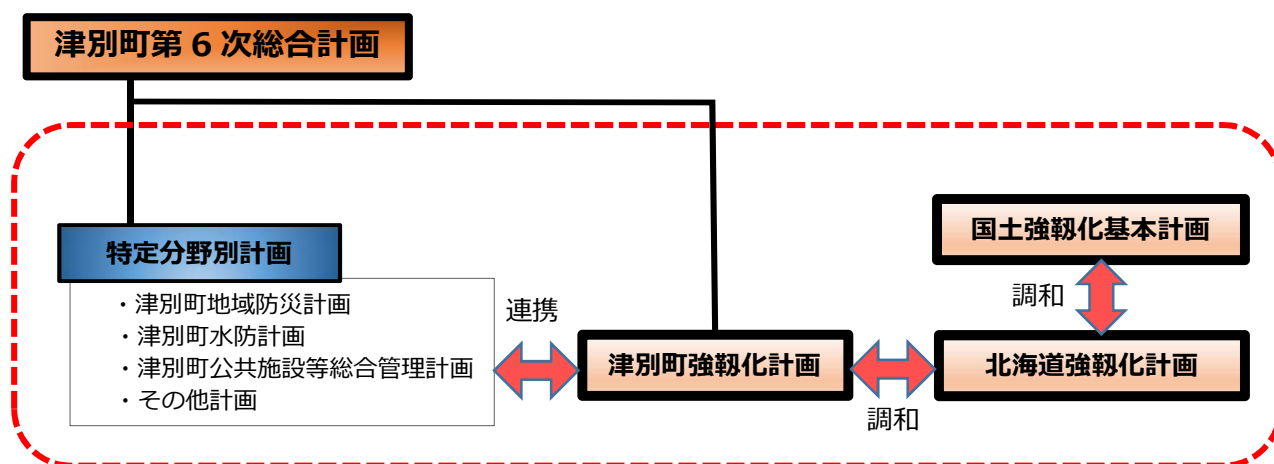
この間、津別町においても、東日本大震災や2016年豪雨災害、2018年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「津別町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

津別町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

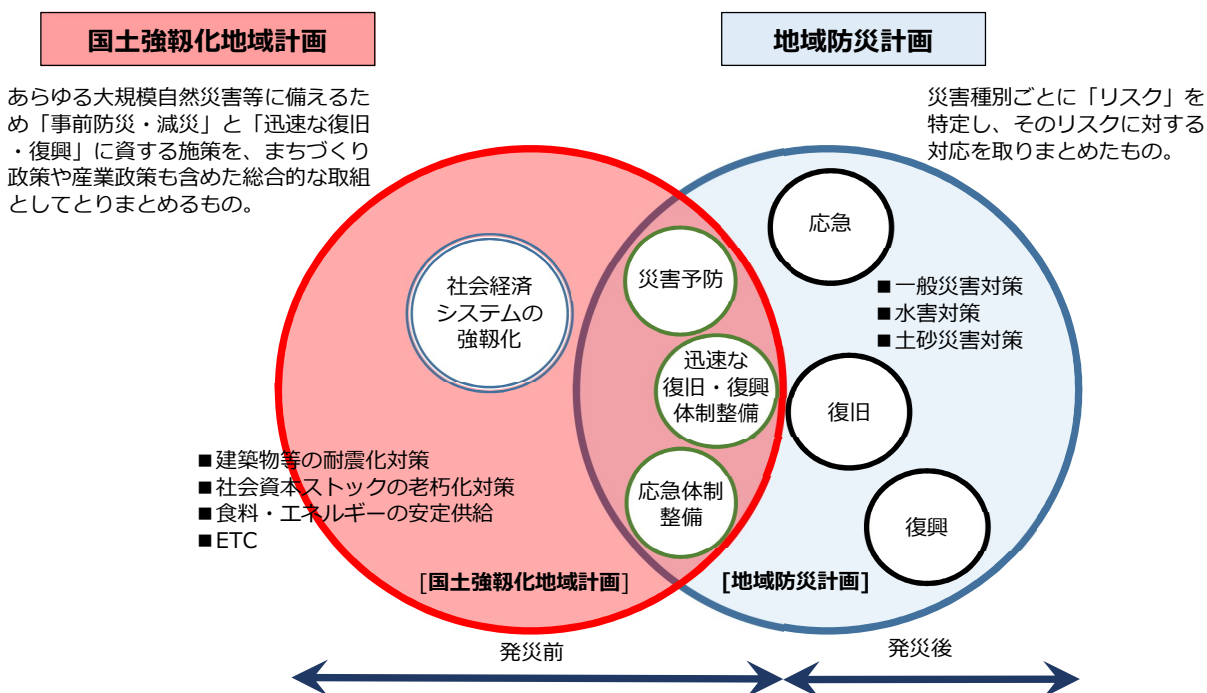
こうした基本認識のもと、津別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「津別町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、津別町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 地域防災計画と強靱化計画



第2章 津別町強靱化の基本的考え方

1 津別町強靱化の目標

津別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

津別町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、町、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、津別町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを本町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

津別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と津別町の社会経済システムを守る
- (2) 津別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 津別町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

津別町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と津別町の社会経済システムを守る」という観点から、津別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 津別町における主な自然災害リスク

（１）地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（H30 地震調査研究推進本部長期評価）
- 内陸型地震（H30 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 本町には、活断層は見つかっておらず、周辺にも 20km 以内には活断層は見つかっていない。
- 過去の被害状況
 - ・ 本町においては、過去に地震による被害はない。

（２）火山噴火

- 常時観測火山（9 火山）＊全国 47 火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 1962 年の十勝岳噴火に伴う降灰による被害以外はない。

（３）豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生している。津別町においても増加傾向にあり、公共施設や農業施設等の被害が発生している。
- 北海道内では、1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の

死者が発生)

(4) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生し、津別町においては、人的被害はないものの、公共施設や農業施設等の被害が発生している。
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生している。

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定 …… 死者32.3万人、負傷者62.3万人、避難者950万人、
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

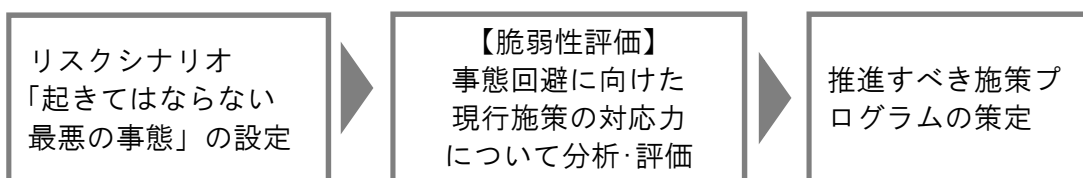
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

津別町としても、本計画に掲げる津別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、津別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた津別町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など津別町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、津別町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「津別町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

4-1 人命の保護

- ・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。
- ・平成30年度に地域防災計画、水防計画及び水害ハザードマップを作成し、各種災害に対応した警戒区域の指定などを進めているが、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携して対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- ・外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

4-2 救助・救急活動等の迅速な実施

- ・被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等と協定を締結するなど協力体制を整備してきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。
- ・災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

4-3 行政機能の確保

- ・災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

4-4 ライフラインの確保

- ・食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものである。災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い高規格幹線道路などの高速交通ネットワーク及び地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。

4-5 経済活動の機能維持

- ・首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致の取組を継続する必要がある。
- ・災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

4-6 二次災害の抑制

- ・二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

4-7 迅速な復旧・復興等

- ・災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 津別町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「津別町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

津別町第6次総合計画に掲げる基本構想の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

【津別町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき項目については、各施策項目の末尾に重点と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- ・ 「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- ・ 多くの住民等が利用する公共施設等について、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

（建築物等の老朽化対策）重点

- ・ 公共建築物の老朽化対策については、「津別町公共施設等総合管理計画」等の各長寿命化計画に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町]

（避難場所等の指定・周知）重点

- ・ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を住民に周知する。[道、町]
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の受入体制を強化する。[道、町、民間]

（緊急輸送道路等の整備）重点

- ・ 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標（現状値）》

町内住宅の耐震化率	63.8% (H29)
庁舎等（役場、消防、議事堂）の耐震化率	0.0% (R1)
※役場（議事堂を含む）、消防庁舎とも R3.5 新築移転により耐震化	
小中学校の耐震化率	100.0% (R1)
町が所有する公共建築物の耐震化率	47.8% (H29) ⇒耐震化率を高める。
指定緊急避難場所の指定状況	15 箇所 (R2)
指定避難所の指定状況	6 施設 (R2)
福祉避難所の指定状況	4 施設 (R2) ⇒追加指定を目指す。

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）**重点**

- ・ 雌阿寒岳火山防災協議会と連携し、警戒避難体制の整備を進める。[国、道、町]
- ・ 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定個所や土砂災害のおそれのある区域についての住民周知を図る。[国、道、町]

《指 標（現状値）》

雌阿寒岳防災計画（雌阿寒岳火山防災協議会）	策定済 (R1)
土砂災害警戒区域等の指定数	52 箇所 (R1)
水害ハザードマップの作成状況	※土砂災害警戒区域等も掲載 作成済 (H30)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（水害ハザードマップの作成）**重点**

- ・ 水害ハザードマップを有効活用し防災訓練等を実施することで、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成する。[国、道、町]

（河川改修等の治水対策）**重点**

- ・ 河川改修などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- ・ 河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

《指 標（現状値）》

水害ハザードマップ作成	(H30)	※再掲
-------------	-------	-----

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- ・ 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- ・ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- ・ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- ・ 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- ・ 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。[道、町]

《指 標 (現状値)》

暖房器具等の備蓄状況 (R1)

毛布	600 枚⇒1,000 枚
ストーブ	22 台⇒必要に応じて追加する。
ジェットヒーター	6 台⇒必要に応じて追加する。
発電機	30 台⇒必要に応じて追加する。

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- ・ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や町が設置する災害対策

本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]

- ・ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- ・ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の増設等を促進する。[道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- ・ 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を推進する。[道、町]
- ・ 緊急速報メール、ホームページ、SNS等による住民等への災害情報の伝達のほか、Lアラート（公共情報 commons）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 町民、来訪者への情報提供・情報発信を強化するため、避難所及び公共施設等における公衆無線等（Wi-Fi 等）の整備を推進する。[町、民間]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- ・ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- ・ 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- ・ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進等による地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- ・ 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関の連携・協働の促進を図る。[道、町、民間]
- ・ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

《指 標（現状値）》

自主防災組織の組織状況	21 組織 組織率 42.9% (R1) ⇒25 組織 51.0%
防災行政無線のデジタル化	なし ⇒検討する。
登録制緊急速報メール登録者数	375 人 (R1) ⇒1,000 人
防災訓練の実施状況	自治会防災訓練 年1回程度⇒2回

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- ・ 災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]
- ・ 行政とボランティア支援団体等の連携により、ボランティア等の受け入れ態勢の整備、防災に関するボランティアの育成を推進する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- ・ 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、北海道及び近隣市町村等との間での備蓄・調達体制整備に取り組む。[道、町]
- ・ 支援制度の活用などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]
- ・ 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]

《指 標 (現状値)》

防災関係の協定締結件数 (民間企業・団体、行政機関) 20 件 (R1)
⇒必要に応じて締結する。

主な非常用物資の備蓄状況 (R2) ※暖房器具等については、1-5に記載
食料 アルファ化米~1,600 食、パン~700 缶⇒必要に応じて追加する。
災害用トイレ 1,500 回分⇒必要に応じて追加する。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- ・ 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図り、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- ・ 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

- ・ 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- ・ 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- ・ 災害対応能力の強化に向け、消防機関における情報基盤の機器更新及び災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標 (現状値)》

消防団員数 89 人 (R1) ⇒定数 115 人に向けて取組を継続する。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- ・ 災害時においても医療支援が受けられるよう、引き続き津別病院に対する医療従事者の確保及び機材整備等に対する支援を行う。[町、民間]
- ・ 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。[国、道、町、民間]

(災害時における福祉的支援)

- ・ 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

(防疫対策)

- ・ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

《指 標 (現状値)》

津別病院における自衛消防訓練 毎年 2 回実施

社会福祉施設等との協定締結状況 3 法人、4 施設 (R1) ⇒追加指定を目指す。

予防接種法に基づく予防接種 (麻疹・風しんワクチン) の接種率

1 期 100% 2 期 90.9% (H30)

⇒ 1 期、2 期ともに国の目標である 95%以上を目指す。

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- ・ 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。[町]
- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定などを通じ、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進する。[国、道、町]
- ・ 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防庁舎を新築する。[国、道、町]

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- ・ 業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続体制を確保する。[道、町]
- ・ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に取り組むとともに、具体的な災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

《指 標（現状値）》

消防団員数 89人 (R1) 定数 115人 ※再掲
消防団活動・安全マニュアル 策定済 (H21)

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(多様なエネルギー資源の活用)

- ・ エネルギー構成の多様化を推進するため、「津別町バイオマスタウン構想」等を踏まえた「津別町森林バイオマス熱電利用構想」や「津別町環境基本計画」に基づく「津別町モデル地域創生プラン」に沿った「エコタウン・つべつ」の実現に向けた取組をさらに進め、国や北海道等の関係機関とも連携しながら関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

(石油燃料供給の確保)

- ・ 石油供給関連事業者と国の機関や道、町の間で結ばれている協定に基づき、災害

時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

《指 標（現状値）》

「災害時における（石油類）燃料の供給等に関する協定」 締結済（H24）
北見地方石油業協同組合

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）**重点**

- ・ 本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、防災・減災対策を含め、農地や農業施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町、民間]
- ・ 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、町、民間]

（農業の体質強化と販路拡大）

- ・ スマート農業や大型農業機械導入促進などの経営安定対策や担い手の育成確保による体質強化を推進するとともに、地場農産物などの食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

（農産物の産地備蓄の推進）

- ・ 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、町、民間]

《指 標（現状値）》

農家戸数 154 戸（H30）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）**重点**

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、新水道ビジョンを基に配水池、浄水場、管路など水道施設の耐震化や施設の更新、維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- ・ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- ・ 合併浄化槽設置を継続して推進する。[国、道、町]

《指 標（現状値）》

新水道ビジョンの策定	策定済（H29）
下水道業務継続計画（BCP）の策定状況	策定済（H28）
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済（H30）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道内交通ネットワークの整備) **重点**

- ・ 災害時に被災箇所からの避難や物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避するため、国道及び道道の道路整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- ・ 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[国、道、町]
- ・ 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

(鉄道の機能維持)

- ・ 国、道、沿線市町、鉄道事業者が行う幹線鉄道の維持・確保に向けた取組に対し、必要な協力体制を構築する。[国、道、町、民間]

《指 標》

高速自動車国道の北海道横断自動車道	網走線の整備状況
黒松内～足寄	Ⅰ C 供用中
訓子府～北見西	供用中
北見西～北見東	供用中（自動車専用道路）
美幌～女満別空港	供用中（自動車専用道路）
足寄～訓子府	整備計画区間
北見東～美幌	予定路線区間
女満別空港～網走	予定路線区間
一般国道自動車専用道路の旭川・紋別自動車道	の整備状況
旭川～遠軽	供用中
遠軽～紋別	計画区間
道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済（H25） 見直し（H30）
舗装修繕計画の策定状況	策定済（H30）

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、企業立地に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

（企業の業務継続体制の強化）

- ・ 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により、町内企業等における事業継続体制の強化を推進する。[国、道、町、民間]

（町内企業等への支援）

- ・ 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。[町]

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）**重点**

- ・ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するためには、造林、間伐等の森林整備が不可欠であることから、林業技術者や担い手の確保及び林業の機械化、スマート化による効率化の促進に向けた調査研究を計画的に推進する。[国、道、町、民間]

- ・ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- | | |
|-----------------------------|---|
| ・ 民有林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量） | 128万2千m ³ （H29）
⇒現在の蓄積量を確保する。 |
| ・ 町有林における人工林の面積 | 897.02ha（R1）
⇒現面積を確保する。 |
| ・ 農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 | 1組織（R1） |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制を検討する。[国、道、町]《道内・道外》

《指 標》

- | | | |
|------------------|---------|----------|
| 町の災害廃棄物処理計画の策定状況 | 未策定（R1） | ⇒策定を目指す。 |
|------------------|---------|----------|

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

(行政職員の活用促進)

- ・ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び町の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、津別町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 津別町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校の耐震化については完了し、役場庁舎及び消防庁舎についても新庁舎建設により耐震化が図られるが、耐震性がない公共施設については、耐震化を促進する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「津別町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。また、津別小学校については、耐震化は完了しているが、長寿命化に向けての老朽化対策を早期に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の建替え、改善等を「津別町公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的に実施する必要がある。

(避難場所、避難所の指定・整備)

- 現在、指定している避難場所及び避難所について、災害の種類や状況に応じた適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の受入態勢強化を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 北海道は、大都市圏に比べ強震動予測や軟弱地盤の分布などの地盤データが少なく、偏在しており、効果的な地盤情報の収集やデータベース化に関する研究開発等が求められる。

【指標（現状値）】

・ 町内住宅の耐震化率	63.8% (H29)
・ 庁舎等（役場、消防、議事堂）の耐震化率	0.0% (R1)
※役場（議事堂を含む）、消防庁舎ともR3.5新築移転により耐震化	
・ 小中学校の耐震化率	100.0% (R1)
・ 町が所有する公共建築物の耐震化率	47.8% (H29)
・ 緊急避難場所の指定状況	15箇所 (R1)
・ 指定避難所の指定状況	6施設 (R1)
・ 福祉避難所の指定状況	4施設 (R1)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 雌阿寒岳については噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作製などの対応が図られているが、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、雌阿寒岳火山防災協議会をはじめとする関係機関と連携し、具体的な警戒避難体制の整備を進める必要がある。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定箇所や土砂災害の恐れのある区域についての周知、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 雌阿寒岳防災計画策定(雌阿寒岳火山防災協議会) (R1)
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定数 52箇所 (R1)
- ・ 水害ハザードマップ作成 ※土砂災害警戒区域等も掲載 (H30)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（水害ハザードマップの作成）

- 浸水想定区域図を活用した水害ハザードマップを有効活用し防災訓練等を実施することで、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水害時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 河川管理施設については、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 水害ハザードマップ作成 (H30)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 各道路管理者（国、道、町）は、それぞれの管理路線の通行規制等のリアルタイム情報を関係機関と迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑にすすめる必要がある。
- 通行規制が必要な場合は、人的被害やスタック車両等を未然に防止するため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行う必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発などの取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・暖房器具等の備蓄状況（R1）

毛布	600枚
ストーブ	22台
ジェットヒーター	6台
発電機	30台

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、関係機関間で防災情報を共有しているが、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の増設等を促進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達方法について、緊急速報メール、ホームページ、SNS等のほか、「Lアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所及び公共施設等における公衆無線等（WiFi等）の整備を促進し、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあることから、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を検討する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画を策定する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、北海道が現在取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画促進などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及

び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織の組織状況 21組織・組織率42.9% (R1)
- ・ 防災行政無線のデジタル化 なし
- ・ 登録制緊急速報メール登録者数 375人 (R1)
- ・ 防災訓練の実施状況 自治会防災訓練 年1回程度

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。
- 各種支援制度等を活用し、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 20件 (R1)
- ・ 非常用物資の備蓄状況 (R1) ※暖房器具等については1-5に掲載
 - 食料 アルファ化米～1,600食、パン～700缶
 - 災害用トイレ 1,500回分
 - 給水袋 1,000袋

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3,000人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充のため、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する必要がある。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 美幌・津別広域事務組合における消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 89人（R1） 定数 115人

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害時においても医療支援が受けられるよう、引き続き津別病院に対する医療従事者の確保に向けた取組を支援していく必要がある。
- 災害時の病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備など所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- 災害時における福祉避難所の体制整備を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・津別病院における自衛消防訓練 毎年2回実施
- ・社会福祉施設等との協定締結状況 3法人、4施設（R1）
- ・予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率（H30）
1期 100% 2期 90.9%

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎は新築により耐震化が図られるが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。（R2年度竣工予定）

（行政の業務継続体制の整備）

- 町の業務継続体制については、業務継続計画を策定し業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。
- 災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・消防団員数 89人（R1） ※再掲
- ・消防団活動・安全マニュアル 策定済（H21）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- エネルギー構成の多様化を推進するため、「津別町バイオマスタウン構想」等を踏まえた「津別町森林バイオマス熱電利用構想」や「津別町環境基本計画」に基づく「津別町モデル地域創生プラン」に沿った「エコタウン・つべつ」の実現に向けた取組をさらに進め、国や北海道等の関係機関とも連携しながら関連施策の推進を加速する必要がある。

（石油燃料供給の確保）

- 災害時において活動車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、北見地方石油業協同組合との間で応援協定を締結しているが、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・「災害時における（石油類）燃料の供給等に関する協定」締結済（H24）北見地方石油業協同組合

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農業は高い食料供給能力を持っており、大規模災害により生産基盤が打撃を受けた場合、食糧需給に影響を及ぼすことが危惧されることから、こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化と販路拡大）

- スマート農業や大型農業機械導入促進などの経営安定対策や担い手の育成確保による体質強化を推進するとともに、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- 大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化及びブランド化の推進等、販路開拓・拡大に向けた取組を推進する必要がある。

（農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農家戸数 154戸（H30）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、新水道ビジョンを基に配水池、浄水場、管路など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を行っていく必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設の防災対策）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道管渠の地震対策について着実な整備が求められる。また、津別町下水道ストックマネジメント計画により今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 引き続き合併浄化槽設置を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------|----------|
| ・新水道ビジョン | 策定済（H29） |
| ・下水道業務継続計画（BCP） | 策定済（H28） |
| ・下水道ストックマネジメント計画 | 策定済（H30） |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(道内交通ネットワークの整備)

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「津別町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(鉄道の機能維持)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道、沿線市町などの関係機関と連携し、持続的な取組を進めることが必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 高速自動車国道の北海道横断自動車道 網走線の整備状況
 - 黒松内～足寄 I C 供用中
 - 訓子府～北見西 供用中
 - 北見西～北見東 供用中（自動車専用道路）
 - 美幌～女満別空港 供用中（自動車専用道路）
 - 足寄～訓子府 整備計画区間
 - 北見東～美幌 予定路線区間
 - 女満別空港～網走 予定路線区間
- ・ 一般国道自動車専用道路の旭川・紋別自動車道の整備状況
 - 旭川～遠軽 供用中
 - 遠軽～紋別 計画区間
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画 策定済（H25） 見直し（H30）
- ・ 舗装修繕計画 策定済（H30）

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン(物流・供給網)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する必要がある。

(町内企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための各種支援策を実施しているが、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標(現状値)】

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 森林面積が本町面積の86%を占め、森林の荒廃は町全体の強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土砂の流出などの山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備が不可欠であることから、林業技術者や担い手の確保及び林業の機械化、スマート化による効率化の促進に向けた調査研究を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 民有林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量） 128万2千m³（H29）
- ・ 町有林における人工林の面積 897.02ha（R1）
- ・ 農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 1組織（R1）

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定について検討し、災害廃棄物の処理に関する体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町の災害廃棄物処理計画 未策定（R1）
* 平成26年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 「災害時における応急対策業務に関する協定」締結済（H20） 津別建設業協会

津別町強靱化計画

2020（令和2）年4月発行

編集・発行 津別町総務課

〒092-0292

網走郡津別町字幸町 41 番地

TEL 0152-76-2151

FAX 0152-76-2976